石油ストーブなどの安全な取扱いについて

予防課

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具の手入れは万全でしょうか。

平成23年中におけるストーブによる火災をみると、全国で1,609件発生し、中でも石油ストーブによる火災は、763件と前年に比べ19件増加しており、全体の47.4%を占めています。

ストーブによる火災の主な出火原因をみると、可燃物の接触・落下、引火・ふく射、使用方法の誤り、消し忘れ、過熱、使用中の給油等が原因となっています。

また、東日本大震災を起因とする電力事情や防災意識の高揚により、平成23年中は100Vの電源が不要である石油ストーブの販売台数が大幅に増加（前年比189%）しており、石油ストーブによる火災の増加が懸念されるところです。

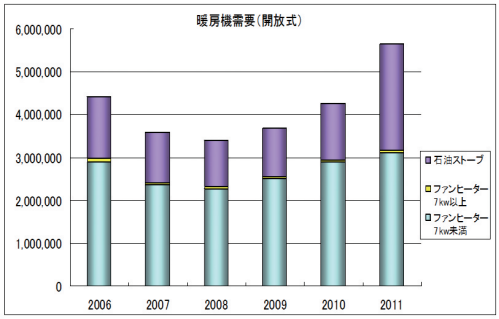

石油ストーブの販売台数の推移

寒い時期を迎えるにあたり、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を発生させないよう、特に次の点に注意するよう心がけましょう。

1． 使用にあたっての注意事項

（1）カーテン等がストーブに接触しないように、離して使用すること。

（2）ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かないこと。

（3）ストーブの周囲や上方に洗濯物を干さないこと。

（4）ストーブの近くでヘアスプレー等を使用しない。また、近くに放置しないこと。

2． 使用方法

（1）取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用すること。

（2）石油ストーブに灯油を給油するときは、必ず火を消してから行うこと。

（3）カートリッジタンク式のものは、給油後、タンクのふたを確実に締めること。

3． 点火及び消火の確認

（1）点火後は、炎の調整を行い、正常に燃焼していることを確認すること。

（2）就寝時、外出時には、必ず完全に消火していることを確認すること。

4． 点検・整備

暖房シーズン前には、十分な点検を行い、故障している場合は、販売店等に修理を依頼すること。

5． 危険物の保管

（1）灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で安全性に係る推奨マーク若しくは認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかり締めて密閉すること。

（2）保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。

（3）地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにすること。

6． 機器の安全性の向上

平成21年以降、消費生活用製品安全法により、石油燃焼機器が特定製品に指定され、国の定めた技術基準に適合した旨のPSCマークを表示した上で販売することが義務づけられました。

石油ストーブの場合の技術基準は次の3点です。

○カートリッジタンクの口金の安全強化
確実に締めたことが音、目視又は感触で確認できること。

○給油時自動消火
カートリッジタンクを引き抜くと自動的に消火すること。

○不完全燃焼防止強化
使用中に一酸化炭素の濃度が基準以上となった場合、自動的に消火すること。

問合わせ先
消防庁予防課予防係　児玉、古賀
TEL: 03-5253-7523